



島根県報

平成25年9月3日（火）
号外 第 138 号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許	（水 産 課）	2
隠岐海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許	（ ” ）	5
内水面における共同漁業の免許	（ ” ）	8
内水面における遊漁規則の認可（8件）	（ ” ）	9

【漁調委指示】

定置漁業の保護区域の設定（2件）		35
------------------	--	----

告 示

島根県告示第607号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、島根海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を平成25年9月1日付けで次のとおり免許したので、告示する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁場計画の公示の際の公示番号、免許番号並びに漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

公示番号 免許番号	住 所	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
共第1号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第2号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第3号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第4号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第5号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第6号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第7号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第8号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第9号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第10号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第11号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第12号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第13号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第14号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第15号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第16号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第17号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第18号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第19号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第20号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第21号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第22号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第23号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第24号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第25号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第26号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第27号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第28号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第29号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第30号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第31号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第32号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏

共第153号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第154号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第155号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
定第 1 号	島根県松江市美保関町美保関505番地 2	美保関大敷網漁業株式会社 代表取締役 松本 美夫
定第 2 号	島根県松江市美保関町七類3247番地	七類定置網漁業株式会社 代表取締役 作野 清美
定第 3 号	島根県松江市美保関町片江838番地 1	株式会社片江定置 代表取締役 大森 溥明
定第 4 号	島根県松江市美保関町笠浦446番地 1	笠浦大敷網漁業株式会社 代表取締役 船越 佐一
定第 5 号	島根県松江市島根町野井317番地	有限会社野井定置漁業 代表取締役 村上 眞吉
定第 6 号	島根県松江市島根町野井317番地	有限会社野井定置漁業 代表取締役 村上 眞吉
定第 7 号	島根県松江市島根町多古444番地	多古大敷網組合
定第 8 号	島根県松江市島根町野波2747番地	有限会社小川漁業 代表取締役 小川 渉
定第 9 号	島根県松江市鹿島町御津360番地 1	御津大敷網組合
定第10号	島根県松江市鹿島町恵曇360番地	有限会社平木屋 代表取締役 青山 善一郎
定第11号	島根県松江市鹿島町恵曇360番地	有限会社平木屋 代表取締役 青山 善一郎
定第12号	島根県出雲市塩津町270番地 1	有限会社塩津定置 代表取締役 和泉 孝一
定第13号	島根県出雲市十六島町143番地	株式会社十六島大敷 代表取締役 樋野 博實
定第14号	島根県出雲市大社町杵築北3541番地 1	株式会社大社大敷 代表取締役 曾田 利行
定第15号	島根県出雲市多伎町小田939番地 1	多伎町海洋観光開発株式会社 代表取締役 柳楽 和利
定第31号	島根県大田市温泉津町温泉津イ804番地 2	有限会社温泉津定置 代表取締役 小林 宏明
定第32号	島根県江津市渡津町2082番地	真和漁業生産組合 組合長理事 福島 清喜
定第33号	千葉県千葉市中央区川戸町429番地76	石川 カヨ子外 2 名
定第35号	島根県益田市高津八丁目 1 番24号	大一水産有限会社 取締役 大羽 圭一郎
区第 1 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 2 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 3 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 4 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 5 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 6 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 7 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 8 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第 9 号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第10号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第11号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第12号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第13号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第14号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第16号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第19号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第20号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第21号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第22号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第23号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第24号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏

区第25号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第26号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第27号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第28号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第29号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第31号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第32号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第71号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第201号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第202号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第203号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第204号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第205号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第207号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第208号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第209号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第301号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
区第302号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏

2 免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び漁業権の存続期間

平成25年 4 月30日付け島根県告示第324号のとおり

島根県告示第608号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、隠岐海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を平成25年 9 月 1 日付けで次のとおり免許したので、告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁場計画の公示の際の公示番号、免許番号並びに漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

公示番号 免許番号	住 所	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
共第40号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第41号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第42号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第43号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第44号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第45号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第46号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J Fしまね 代表理事会長 岸 宏
共第47号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第48号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第49号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第50号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第51号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔

共第52号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第53号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第54号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第55号	島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾ノ一・62番地	隠岐島漁業協同組合連合会 代表理事会長 濱田 利長
共第135号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第136号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第137号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第138号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第139号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第140号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第141号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第142号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第143号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第144号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第145号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第146号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
共第147号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第148号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
共第149号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
定第51号	島根県隠岐郡隠岐の島町北方美保ノ前13番地続 1	有限会社みゆき水産 代表取締役 吉田 亮一
定第52号	島根県隠岐郡隠岐の島町北方美保ノ前13番地続 1	有限会社みゆき水産 代表取締役 吉田 亮一
定第53号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地 2	飯古建設有限会社 代表取締役 田仲 寿夫
定第54号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地 2	飯古建設有限会社 代表取締役 田仲 寿夫
定第55号	島根県隠岐郡海士町大字福井387番地 2	飯古建設有限会社 代表取締役 田仲 寿夫
定第56号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社 代表取締役 長府 吉信
定第57号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社 代表取締役 長府 吉信
定第58号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社 代表取締役 長府 吉信
定第59号	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷358番地	浦郷水産株式会社 代表取締役 長府 吉信
区第91号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第92号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第93号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第94号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第95号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第96号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第97号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第98号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第99号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第100号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第101号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第102号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第103号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第104号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔

区第280号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
区第281号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
区第282号	島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17	海士町漁業協同組合 代表理事組合長 亀谷 潔
区第283号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第284号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第286号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第287号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第288号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第289号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第290号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第291号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第292号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第293号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第294号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第295号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第296号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第322号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第323号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏
区第324号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね 代表理事会長 岸 宏

2 免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び漁業権の存続期間

平成25年 5 月 14 日 付け 島根県告示第353号のとおり

島根県告示第609号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、内水面における共同漁業を平成25年 9 月 1 日付けで次のとおり免許したので、告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁場計画の公示の際の公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）並びに制限又は条件

公示番号 免許番号	住 所	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	制限又は条件
内共第 1 号	島根県松江市袖師町 6 番 9 号	宍道湖漁業協同組合 代表理事組合長 原 俊雄	なし
内共第 2 号	島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地 5	斐伊川漁業協同組合 代表理事組合長 和泉 一朗	なし
内共第 3 号	島根県出雲市下古志町1655番地 3	神戸川漁業協同組合 代表理事組合長 片寄 巖	なし
内共第 4 号	島根県出雲市神西沖町915番地 1	神西湖漁業協同組合 代表理事組合長 角 光男	なし
内共第 5 号	島根県邑智郡川本町大字因原567番地 1	江川漁業協同組合 代表理事組合長 天野 勝則	なし

内共第6号	島根県浜田市旭町本郷1268番地1	八戸川漁業協同組合 代表理事組合長 榎本 泰弘	なし
内共第7号	島根県浜田市金城町波佐イ267番地10	周布川漁業協同組合 代表理事組合長 竹田 聡	なし
内共第8号	島根県浜田市三隅町三隅1431番地	三隅川漁業協同組合 代表理事組合長 稲岡 邦雄	なし
内共第9号	島根県益田市神田町イ614番地	高津川漁業協同組合 代表理事組合長 中島 謙二	なし

2 免許の内容たるべき事項及び漁業権の存続期間

平成25年2月8日付け島根県告示第98号のとおり

島根県告示第610号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 遊漁規則の内容

(趣旨)

第1条 この規則は、斐伊川漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権（以下「内共2号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、手釣、竿釣、たも網、箱釜又は投網に限るものとし、あらかじめ第6条第1項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を納付しなければならない。

(漁具漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄の規模によりウ欄の期間の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 期間
投網	100ワット以下の燈火	火振りによる場合は8月1日より12月31日まで
たも網	網口径1.5m以下	
視水器		投網又はうなぎ籠箱を使用する場合は7月20日より12月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	理事会の決定に基づき5月26日から12月31日までの間で組合で定め公示する日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合前公示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

(体長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅 4 cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、 うぐい	投網、たも網、箱笥	1日	2,000円
		1年	10,000円
もくずがに	投網、たも網	1日	2,000円
		1年	10,000円
あゆ	手網、竿釣	1日	1,000円
		1年	7,000円
やまめ(あまご並びに降海型や まめ及びあまごを含む。)、ご ぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,500円
		1年	6,000円
うなぎ、こい、ふな、うぐい、 もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円
		1年	4,000円
全魚種	舟(ボートを含む。)使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料(但し、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額)
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具・漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうち最も高い遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1) 遊漁承認証

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します	
記	
遊 漁 者	住所 氏名 (年齢)
自 平成 年 月 日	
承認期間	
至 平成 年 月 日	
魚 種	
漁具・漁法	
区 域	
遊 漁 料	
発 行 者 斐伊川漁業協同組合	
取扱者氏名	印

裏

注 意 事 項
1. 禁止区域での入漁はできない。
2. 法令で禁じられている漁法はできない。
3. 遊漁をする場合には、常に遊漁承認証を携帯して下さい。 漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければなりません。
4. 違反者には、直ちに遊漁の中止を命ずるとともに以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合に於いてすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。
5. この証を紛失したときは、直ちに最寄りの事務所又は取扱所に連絡し再交付をうけなければならない。

別記様式(2)

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。	
氏名	
住所	
自 平成 年 月 日	
有効期間	
至 平成 年 月 日	
発行者 斐伊川漁業協同組合代表理事組合長	
印	

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第611号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 遊漁規則の内容

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権（以下「内共3号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、原則として竿釣、手釣、たも網によるものとし、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を納付しなければならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間その他の遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認める時を除き当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法等の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規模
たも網	網口径 15センチメートル以内

(禁止区域)

第4条 ごぎの繁殖保護のため、遊漁禁止区域を次の通りとする。

河川名	遊漁禁止区域
位出谷川	飯南町頓原27の3番地先の砂防ダムより上流
牛谷川	宇山川合流点から上流
内谷川	頓原川合流点から上流

(全長等の制限)

第5条 次に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4センチメートル

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合前公示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	
	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに

漁具漁法	竿釣、手釣、たも網
料金	1日…1,500円 1年…7,000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料（但し、あゆ、うなぎ、ごぎ（いわなを含む。）、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）については一般と同額）
肢体不自由者	一般の1/2

3 第2条第2項の規定により承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表の通りとする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、もくずがに
漁具漁法	投網
料金	1日…2,000円 1年…10,000円

4 前項の遊漁料は、神戸川漁業協同組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

5 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具漁法によって遊漁する場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けた時又は同条第2項の承認を行なった時は、別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付する。

- 2 遊漁者は、遊漁をする時は遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をする事ができる。

- 2 漁場監視員は、理事会の決定に基づき組合が特別に定めた監視員及び正組合員全員においてこれを行なう。
- 3 特別に定めた漁場監視員は、別記様式（2）の漁場監視員証を携帯するものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反した時は直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶する事ができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式

（1）遊漁承認証

神漁No.	号
遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します。	
記	
遊	住所
漁	氏名

（2）漁場監視員証

漁場監視員証明書	
顔 写 真	下記の者は当組合 の漁場監視員であ る事を証明する。
氏 名 _____	

者	年齢	才	期 間	平成	年	月	日迄	
承認期間	(自)	平成	年	月	日	発行者	出雲市下古志町1655-3	
	(至)	平成	年	月	日		神戸川漁業協同組合 ㊤	
魚 種								(0853) 21-1088
漁具漁法								
遊漁料							円	
神戸川漁業協同組合								

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第612号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

神西湖漁業協同組合 島根県出雲市神西沖町915番地 1

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、すずき、えび及びもくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者が使用できる漁具・漁法は、竿釣り、投網に限るものとし、あらかじめ第5条に規定する漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具・漁法でなければならない。

魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り

(体長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長18センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
もくずがに	甲幅4センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する遊漁料の額は次の表のとおりとする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
竿釣り	1日	300円
	1年	2,000円
投網	1日	800円
	1年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・肢体不自由者	無料

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

(1) 神西湖漁業協同組合事務所（出雲市神西沖町915番地1）

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

2 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

別記様式第1号 遊漁承認証

表

No. _____	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します。	
記	
遊 漁 者	住所 氏名
承認期間	(自) 平成 年 月 日
	(至) 平成 年 月 日
魚 種	
漁具漁法	
遊 漁 料	円

裏

遊漁中は、下記の事項を守ってください。	
1. 遊漁承認証を携帯する。	
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。	
3. 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。	
4. 魚種別の漁具・漁法を厳守する	
魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り
5. 以下に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。	
魚種	大きさ
こい	全長18センチメートル
ふな	全長10センチメートル

発 行 者 神西湖漁業協同組合 ㊞ TEL (0853) 43-2644
--

うなぎ	全長30センチメートル
もくずがに	甲幅4センチメートル

別記様式第2号 漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。	
氏名	年齢
住所	
	自 平成 年 月 日
有効期間	
	至 平成 年 月 日
発行者	神西湖漁業協同組合代表理事組合長 ㊞

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第613号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にごりかき）、投網によって遊漁する場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を組合の掲げる場所において納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁具、漁法	イ. 規模
----------	-------

投網、たも網（にごりかき）	網目 3 cm（11節）以上
---------------	----------------

- 2 遊漁する場合に船を使用して採捕してはならない。（ただし、手釣、竿釣に限り美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰堤中心より200m上流にいたるまでの区域は除く。）
- 3 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法について遊漁をする場合の遊漁承認証は、イ欄に掲げる種類及びウ欄に掲げる区域とし、エ欄に掲げるとおり制限する。

ア. 漁具、漁法	イ. 遊漁承認証の種類	ウ. 遊漁できる区域	エ. 制限
投網	本支流券	江の川本流及び支流	1. 遊漁承認証は日券のみとし、発行枚数は年間80枚以内とする。 2. 支流において遊漁する場合は江川漁業協同組合の指定する河川において遊漁しなければならない。
	本流券	江の川本流	

- 4 江の川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月20日まで
こい、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

- 2 前項にかかわらず、親魚保護のため、邑智郡美郷町上川戸浜原ダム堰堤中心から下流の全域をあゆ漁に限り10月15日から11月30日まで禁漁とする。
- 3 第1項にかかわらず、もくずがにを対象とする遊漁については産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。
- 4 第1項の公示は、組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

（禁止期間）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種を対象に行う遊漁については、イ欄の区域及びウ欄の期間は採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 区域	ウ. 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公示する日から7月9日まで
ごぎ（いわなを含む。）	支流亀谷川	3月1日から8月31日まで

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲羅幅 7 cm以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所又は、組合の掲げる場所において納付する。ただし漁場監視員に納付するときの遊漁料は、所定の遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料

あゆ	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1ヶ年	10,000円
	投網	1日	3,000円
		1ヶ年	17,000円
こい、うなぎ、うぐい、すずき、 おいかわ（はえ）、もくずがに	手釣、竿釣	1日	500円
		1ヶ年	2,000円
やまめ（あまご並びに降海型やま め及びあまごを含む。）、ごぎ （いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,300円
		1ヶ年	5,000円

2 第3条第2項の区域において船を使用する場合は年額1,000円の遊漁料を別途納付する。

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、第1項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

肢体不自由者でその手帳を携帯しているもの（あゆを対象とする遊漁を除く。）	無料
あゆを対象とする遊漁については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする	
中学生以下	無料

4 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合、又は二種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はその内最も高い方の遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、承認内容に応じて別記様式第1号から第3号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

日鑑札

	漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互い
--	---------------------------

<p>◎遊漁する場合は必ずこの証を携行してください。</p>	<p style="text-align: right;">No.</p> <p>①</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>釣</p> <p>投網 遊漁日鑑札</p> <p>但し、投網による遊漁は江の川本流に限る</p> <p style="text-align: center;">¥</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">遊</td> <td style="width: 15%;">住</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁</td> <td>所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">者</td> <td>氏</td> <td style="text-align: right;">年齢</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名</td> <td style="text-align: right;">歳</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">島根県邑智郡川本町 担当者印</p> <p style="text-align: center;">江川漁業協同組合</p> <p style="text-align: center;">TEL (0855) 72-0055</p> <p style="text-align: center;">担当印なきものは無効</p>	遊	住		漁	所		者	氏	年齢		名	歳	<p>に違反のないよう注意しましょう</p> <p>◎水産資源保護法違反</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（全法第5条） 2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（全法第6条） 3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販売したもの（全法第7条） <p>罰則 上記の場合は3年以下の懲役または200万円以下の罰金</p> <p>◎島根県内水面漁業調整規則違反</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者 2. 覗水器を使用してする漁法を行った者 3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者 4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる <p>罰則 6ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰則金に処し、又はこれを併科する</p> <p>※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。</p>
遊	住													
漁	所													
者	氏	年齢												
	名	歳												

別記様式第2号

年鑑札

腕章

<p style="text-align: center;">(魚種)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度 遊漁証</p> <p style="text-align: center;">(漁法)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">No. _____ 年齢</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">江川漁業協同組合</p>	<p>「注意事項」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遊漁する場合、この遊漁証を必ず腕等見やすいところに着用すること。 ② 本遊漁証は他人に貸与したり、譲渡してはならない。 ③ 遊漁規則を遵守すること。 違反した時は遊漁の中止を命じ、以後遊漁を拒絶することがある。その場合、納付の遊漁料は払い戻しをしない。 <p>※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">平成 年度</p> <p style="text-align: center;">遊漁者用 (船)</p> <p style="text-align: center;">使用許可書</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">江川漁業協同組合</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">釣に限り、船の使用は浜原ダム堰堤中心より200m上</p>
--	---

流から信喜橋までの区域のみ認めています。

別記様式第3号

	No.				
投網（ 川）及び本流 遊漁日鑑札					
平成 年	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table>			月	日
月	日				
3,000円					
住所 _____					
氏名 _____ 才					
江川漁業協同組合					

漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互いに違反のないよう注意しましょう

◎水産資源保護法違反

1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（全法第5条）
2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（全法第6条）
3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販売したもの（全法第7条）

罰則 上記の場合は3年以下の懲役または200万円以下の罰金

◎島根県内水面漁業調整規則違反

1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
2. 覗水器を使用してする漁法を行った者
3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者
4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具
その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる

罰則 6ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰則金に処し、又はこれを併科する

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

別記様式第4号

平成 年度 第 号 漁場監視員之証 氏名 平成 年 月 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視に当っては懇切に指導して下さい 2. 悪質な違反については、本組合へ速やかに連絡すると共に駐在所へ協力を願い出てください 3. 漁具の没収をしてはなりません
--	---

江川漁業協同組合代表理事組合長	
-----------------	--

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第614号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地 1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、八戸川漁業協同組合が免許を受けた、内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。））の採捕（以下「遊漁」という。）の制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)

第2条 この漁場の区域内で、手釣、竿釣、投網、たも網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第5条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれイ及びウ欄に掲げるとおり制限する。

ア、漁具漁法	イ、規模	ウ、制限
投網 たも網	船舶を使用しないこと。	遊漁券の発行枚数は 日券 35枚 年券 5枚以内とする。
手釣 竿釣	船舶を使用しないこと。	

2 第4条第1項によるあゆについては、次の表に掲げる区域、期間においては釣以外の漁具漁法を使用して採捕してはならない。

区域	期間
全域	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する網類解禁日まで。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア、魚種	イ、期間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで。
うなぎ	3月1日から12月31日まで。

こい	1月1日から12月31日まで。
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	3月1日から8月31日まで。
ごぎ（いわなを含む。）	

2 前項の公示は組合前の掲示板に掲示するものとする。

（遊漁料の額および納付の方法）

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第2条に掲げる漁具漁法を使用して、遊漁する場合には八戸川漁業協同組合事務所又は、組合の公示する場所において納付する。ただし第3条第1項に掲げる投網、たも網については、八戸川漁業協同組合事務所において納付しなければならない。尚、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は所定の料金に500円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
あゆ うなぎ	手釣	1日	2,000円	
	竿釣	1年	12,000円	
		投網	1日	3,000円
		たも網	1年	20,000円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	手釣	1日	1,500円	
	竿釣	1年	7,000円	
こい	手釣	1日	300円	
	竿釣	1年	1,750円	

視水器を使用する場合は所定の料金に1ヵ年500円を加算する。

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

肢体不自由者（手帳を有する者）、小学生以下の者	無料
70歳以上の老人（年齢の証明書を有する者） 但し、投網・たも網等、網類による漁法は除く	所定の料金の2分の1
中 学 生 あゆ	1年 920円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。） こい	1年 300円
河川解放の日設定 魚種 あゆ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）を除く魚類 期間 7月20日から8月31日まで	無料

3 同一人が2種類以上の魚類について、遊漁をする場合又は2種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料はそのうち最も高い遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は第2条の遊漁料の納付をうけたときは、別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提出しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反に対する処置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1) 遊漁承認証

(表)

写真	No.	号
		年
魚種	遊漁監札	
漁法	遊漁料	
遊漁者 住所		
氏名	年齢	
年 月 日		
発行者	担当者印	
住所 氏名		

(裏)

注意事項
1、漁業違反に対する主な罰則記入。
2、遊漁中は必ず本証を携帯すること。
3、本証を他人に貸与してはならない。
4、漁場監視員の要求があったときは本証を提出しなければならない。

担当者の印なきものは無効 年監札には写真をつけること

別記様式(2) 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	No.	号
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
住所		
氏名	年齢	
有効期間		
発行者	印	

(裏)

注意事項
1、本証を常に所持すること。
2、常に懇切に指導すること。
3、悪質な違反については速やかに本組合に連絡すること。

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第615号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ267番地10

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は周布川漁業協同組合が免許を受けた、内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域で、手釣、竿釣、たも網又は竹籠によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第6条第1項の規定による遊漁対象水産動物、漁具、漁法別遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等遊漁内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第6条第3項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
刺網	網の全長 10m以下
たも網	網口径 2m以下
籠（うなぎ）	竹籠 10筒以内

2 この漁場区域においては、次条第1項の規定によるあゆについての公示の日から1ヶ月以内は、手釣又は竿釣以外の漁具、漁法を利用して、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	〃
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	4月1日から8月31日まで
ごぎ（いわなを含む。）	〃

2 前項の公示は、この組合前掲示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 水産動植物の繁殖保護のため、前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間

支流 柚根西谷川	平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで
支流 後山川	

(遊漁料の額および納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で浜田市金城町波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合又は、二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。(ただし特別遊漁料については加算。) なお、漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、	1日	1,300円
うなぎ	たも網、竹籠	1ヶ年	7,000円
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	竿釣	1日	1,300円
ごぎ(いわなを含む。)		1ヶ年	7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生及び肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 第2条第2項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次の表のア欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)は、ウ欄のとおりとする。

ア 遊漁の内容	イ 期間	ウ 特別遊漁料
(魚種) (漁具、漁法)		
あゆ 刺網	1年	6,000円
〃 投網		3,000円

4 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

浜田市金城町波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、または、同条第2項の承認を行ったときは、別記様式

(1)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1)

遊漁承認証

(表)

(裏)

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり承認します。	
住所	
氏名	年齢 ()
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	円
発行者	
周布川漁業協同組合 ㊤	

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁をする場合この証を携帯しなければならない。 2. この証を他人に貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。 4. 遊漁者は相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

別記様式（2）

漁場監視員証

（表）

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
周布川漁業協同組合 ㊤	

（裏）

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁場監視をするときは、この証を携帯しなければならない。 2. 漁場監視員腕章をつけるものとする。

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

島根県告示第616号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 島根県浜田市三隅町三隅1431番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合が指定する場所において納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈5m以下
手釣及び竿釣	あゆの毛鉤釣、どぶ釣は禁止する
うなぎ籠	2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月20日から11月30日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

2 前項の公示は、組合事務所前の掲示板に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋上流端から上流300mのところに至る	10月10日から11月19日まで

		までの区域	
	投網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域	8月20日から12月31日まで
		浜田市三隅町河内地内迫橋上流端から同町三隅地内三隅大橋上流端に至る区域	10月10日から12月31日まで
ごぎ（いわなを含む。）	手釣 竿釣	益田市美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域	1月1日から12月31日まで

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長6cm以下
もくずがに	甲幅4cm以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 遊漁料の額は、三隅川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付する場合は次のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、うなぎ、もくずがに	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	7,500円
あゆ	投網	1年	10,000円
うなぎ	うなぎ籠	1年	5,500円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,300円
		1年	5,500円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生・未就学の幼児	無料
中学生	1年500円
肢体不自由者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はそのうちの最も高い遊漁料とする。ただし、同額の場合（うなぎのうなぎ籠、1年5,500円とやまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）の手釣、竿釣、1年5,500円）は、両方兼ねることが出来ない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び遊漁者であることを表示する腕章（以下「腕章」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は遊漁承認証及び腕章を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証及び腕章を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山

の尾根先に設置した標柱に至るまでの区域内における川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 遊漁承認証

表

No.	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所) <hr style="border: none; border-top: 1px solid black;"/> (氏名)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	三隅川漁業協同組合

裏

遊漁のときは必ず携帯のこと
注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止区域にて水産動植物を採捕した場合 2. 水中に電流を通じてする漁法を行った場合 3. 瀬干漁法を行った場合 4. びん漬け漁法を行った場合 5. 堰堤を使用してする網漁法を行った場合 6. 覗水器を使用してする漁法を行った場合 7. 100ワット以上の灯火を使用してする漁法を行った場合
上記各号に該当した場合、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されますので、お互いに注意しましょう。

別記様式第2号 漁場監視員証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	三隅川漁業協同組合 ㊤

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 島根県内水面漁業調整規則、遊漁規則に違反した行為を発見した場合は、その者に適切な指示をなし、直ちに組合に報告しなければならない。 2. 漁場に於いて遊漁料の納付を受けた場合には、その遊漁料を直ちに組合に納入しなければならない。

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

ただし、第4条及び第7条の規定は、平成26年1月1日から施行する（平成25年9月1日から平成25年12月31日までの期間は、平成25年8月31日以前にこの組合が免許を受けていた内共第9号第五種共同漁業権に係る遊漁規則によるものとする。）。

島根県告示第617号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年 9 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合が免許を受けた、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で、投網、竿釣、手釣、もじの漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項あるいは第2項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第4項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺網	網丈0.8m、網肩37.5m以内、網目3cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
こい、おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月20日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ あゆ友釣を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く 5月1日から9月1日午前5時まで
ロ 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ハ 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ニ あゆ友釣を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同町同、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く 5月1日から9月1日午前5時まで
ホ 全漁法	右ヶ谷川	鹿足郡吉賀町柿木村椈谷、福川川との合流点に至る右ヶ谷川全域	1月1日から12月31日まで
ヘ 全漁法	福川川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ト 毛針釣を除く 全漁法	横道川	鹿足郡津和野町左登上横道、福谷川合流点から上流の全域（以下「毛針釣り専用区」という）	1月1日から12月31日まで
チ あゆ刺網 投網	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
リ あゆ友釣を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く 5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ こいの刺網 投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、ふろやせき下流端から同町同、南谷川合流点までの区域	3月15日から6月30日まで
ル 全漁法	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、南谷川合流点より下流同町後田、常盤橋上そ水コンクリート壁上流端までの区域	1月1日から12月31日まで
ヲ あゆ友釣を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端から同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ワ 全漁法	高津川	益田市向横田町、卯の木頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
カ あゆ友釣を除く あゆ漁法	高津川	益田市向横田町、向横田大橋上流端より同町、匹見川合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ヨ 全漁法	伊源谷川	益田市匹見町紙祖、紙祖川との合流点に至る伊源谷川全域	1月1日から12月31日まで
タ 全漁法	匹見川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る区域	1月1日から12月31日まで

レ あゆ友釣を除く あゆ漁法	匹見川	益田市匹見町匹見、紙祖川と匹見川との合流点から同町同、匹見川と広見川との合流点に至る区域及び同町紙祖、諏訪頭首工上流端に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く 5月1日から9月1日午前5時まで
ソ あゆ刺網 投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町澄川、発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ツ 全漁法	匹見川	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ネ あゆ友釣を除く あゆ漁法	匹見川	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口から同町同、中国電力株式会社設置堰堤の中心線より上流50mに至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ナ あゆ刺網 投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ラ 全漁法	匹見川	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ム 全漁法	匹見川	益田市白岩町、隅村頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ウ 全漁法	匹見川	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ヰ あゆ友釣を除く あゆ漁法	匹見川	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流50mから下流、同市横田町、剣先堰堤中心線より上流50m下流100mの禁止区域を除く同町、高津川との合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ノ 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、釣漁は10月6日から11月30日午前5時まで あゆ刺網、投網は10月6日から11月30日午後5時まで
オ 投網、竿釣 (あゆ友釣り、ころがし「ちゃぐり」に限る。)	高津川全域	高津川本・支流全域	10月11日午前0時から11月30日午後12時まで

2 組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第9号第五種共同漁業権行使規則第4条の規定により期間、区域を指定し、採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第10種			日	4,000円
			年	15,000円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣 手釣	日	3,000円
			年	12,000円
第12種	ごぎ（いわなを含む。）、やまめ （あまご並びに降海型やまめ及び （毛針専用区）あまごを含む。）	竿釣 毛針釣 （ルアーは除く。）	日	2,000円
			年	6,000円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、もくず がに	竿釣	日 年	500円 1,500円
第14種	うなぎ	もじ	年	6,000円

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

(1) 小学生以下 無料

(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣、手釣	年	600円
第12種	ごぎ（いわなを含む。）、やまめ （あまご並びに降海型やまめ及び （毛針専用区）あまごを含む。）	竿釣 毛針釣 （ルアーは除く。）	年	400円
			1日	1,500円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、もくず がに	竿釣	年	200円
第14種	うなぎ	もじ	年	600円

(3) 身体障がい者で一肢以上の機能を失った者は第1項及び第2項に規定する額の半額とする。

3 同一人が、2種類以上の魚種について遊漁をする場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうち最も高い遊漁料とする。

但し、第14種は除く。

4 第2条第2項の規定により、承認を受けた次表左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、相当右欄のとおりとする。

遊漁の内容		特別遊漁料 （消費税含む。）
魚種	漁具漁法	
あゆ	刺網	3,000円

5 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式（1）又は（2）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を着用しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶する事ができる。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1)

<p>第 号 高津川漁業協同組合</p> <p>平成 年 遊漁承認証</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> 写 遊 住 所 真 漁 者 氏 名 </div> <p style="margin-left: 150px;">年 令 才</p> <p>承認期限 平成 年12月31日</p> <p>魚 種 第 種</p> <p>遊 漁 料 円</p> <p>発行月日 月 日</p>	<p>漁業違反に対する主な罰則は次のとおりです。</p> <p>お互いに違反の無いように注意しましょう。</p> <p>1 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合 (水資法第5条)</p> <p>2 水産動植物をマヒさせ又は死なせる有毒物を使用した場合 (同法第6条)</p> <p>3 前2項により採捕したものを所持又は販売したもの (同法第7条)</p> <p>上記の場合は3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 (以上水産資源保護法違反)</p> <p>1 禁漁区にて水産動植物を採捕した者</p> <p>2 覗水器を使用してする漁法を行った者</p> <p>3 水中に電流を通じてする漁法を行った場合</p> <p>6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科</p> <p>(以上島根県内水面漁業調整規則違反)</p>
--	--

但し、写真の貼付はあゆ漁業に限る。

別記様式(2)

<p>平成 年</p> <p style="text-align: center;">遊漁日鑑札</p> <p style="text-align: right;">月 日</p> <p>第 種 円</p> <p>住所</p> <p>氏名 才</p>	<p style="text-align: center;">No. 号</p>
---	--

別記様式(3)

<p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>氏名 (才)</p> <p>住所</p> <p>有効期限</p> <p>自 平成 年 月 日</p> <p>至 平成 年 月 日</p> <p>発行者</p>
--

高津川漁業協同組合

高津川漁業協同組合代表理事組合長

4 遊漁規則の施行の日

平成25年 9 月 1 日

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第25－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

平成20年島根海区漁業調整委員会指示第1号は、廃止する。

平成25年 9 月 3 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第1号	松江市美保関町美保関早見ガ鼻地先
定第2号	松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先
定第3号	松江市美保関町片江大崎鼻地先
定第4号	松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先
定第5号	松江市島根町野井築島地先
定第6号	松江市島根町野井築島地先
定第7号	松江市島根町多古、多古鼻地先
定第8号	松江市島根町加賀馬島地先
定第9号	松江市鹿島町御津地先
定第10号	松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先
定第11号	出雲市美保町地先
定第12号	出雲市塩津町地先
定第13号	出雲市十六島町水尻地先
定第14号	出雲市大社町杵築西湊原地先
定第15号	出雲市多伎町小田小田西地先
定第31号	大田市温泉津町湯里地先
定第32号	江津市嘉久志町地先
定第33号	浜田市外ノ浦町地先
定第35号	益田市高津町地先

2 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 500メートル	網
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 200メートル	
沖合 200メートル	
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 200メートル	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 150メートル	

沖合 150メートル	
------------	--

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第25-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

平成25年 9 月 3 日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

(1)に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、(2)の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第51号	隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻地先
定第52号	隠岐郡隠岐の島町北方地先
定第54号	隠岐郡海士町大字崎地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 500メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 300メートル	

2 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第53号	隠岐郡海士町大字豊田地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 300メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 300メートル	

3 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第56号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 1,000メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 300メートル	

4 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第55号	隠岐郡海士町大字崎地先
定第57号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先
定第58号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先
定第59号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法

両面 400メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 200メートル	

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。